

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備等を求める意見書

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件をはじめ、一連の食品偽装表示事件や振り込め詐欺など消費者の安全を脅かす事件が多発しています。

このことから、消費者にとって身近な地方自治体の消費生活相談窓口は、相談件数が増加しており、その件数は平成7年度に全国で約27万件であったものが、平成18年度には約4倍の約110万件に達しました。

平成20年6月の消費者行政推進会議取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設し地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、また、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言しています。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、下記の措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 被害情報の集約体制を強化し国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあっせん処理できるようにするとともに、消費者センターの設置、業務、機能等を法的に位置づけ、これに必要な法制度を整備すること。
- 2 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月25日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

総務大臣、消費者行政推進担当大臣 あて